

## 公益社団法人日本植物学会役員・委員報酬規程

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本植物学会の役員・委員の報酬について、定款第25条及び細則第23条に基づき定める。

(有給とするものの範囲)

第2条 この法人の役員・委員のうち、会長を除く運営委員およびJPR編集委員については、有給とすることができる。それ以外の役員・委員については、無給とする。

(報酬)

第3条 業務執行理事報酬は、年額9万円とする。業務執行理事を除く運営委員報酬は3万円とする。JPR編集委員報酬規定については別に定める。

(規程の改正)

第4条 本規程を改正するには代議員会の決議を得なければならない。

附則 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2. この規程は、平成24年9月14日から施行する。
3. この規程は、平成25年3月2日から施行する。
4. この規程は、平成25年9月12日から施行する。
5. この規程は、平成29年3月5日から施行する。
6. この規程は、平成29年9月7日から施行する。